

令和 2 年第 8 回 廿 日 市 市 議 会 （ 第 4 回 定 例 会 ） 条 例 案 新 旧 対 照 表

議案第 9 0 号	廿 日 市 市 墓 地 設 置 及 び 管 理 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	1
議案第 9 1 号	廿 日 市 市 保 育 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	3
議案第 9 2 号	廿 日 市 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	5
議案第 9 3 号	廿 日 市 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	9

議案第 9 0 号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和 3 7 年条例第 1 1 号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
（削る）		<u>二重原墓苑</u>	<u>廿日市市上平良88番地 4</u>
（略）		（略）	

議案第 9 1 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 廿日市市保育園条例（昭和 6 3 年条例第 1 8 号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第 2 条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
（削る）		鳴川保育園	<u>廿日市市大野1664番地 6</u>

議案第92号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び	(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3万円 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3万円

改正後	改正前
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法</u>第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法</u>第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円 _____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法</u>(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法</u>第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正後	改正前
2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」とする。

改正後	改正前
（燃料電池発電設備） 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第9条並びに第45条第1項第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5 （略） （急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> （1）<u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。</u> （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>と の間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充	（燃料電池発電設備） 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第9条並びに第45条第1項第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5 （略） （急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする</u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （新設） （1） （略） （2） （略） （3） （略） （4） 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>と の間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充

改正後	改正前
電を開始しない措置を講ずること。 (6) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (7) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分という。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u> (14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> (15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> (16) (略) ア (略) イ 異常な高温とならないこと。_____ ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u>	電を開始しない措置を講ずること。 (5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (新設) (新設) (新設) (12) (略) ア (略) イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> (新設)

改正後	改正前
<u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第45条 (略) (1)～(9) (略) <u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u> <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15) 水素ガスを充填する</u> 気球 2 (略)	(新設) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第45条 (略) (1)～(9) (略) (新設) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14) 水素ガスを充てんする</u> 気球 2 (略)